

都市建設委員会委員長報告書

令和6年12月18日

都市建設委員会に付託されました議案8件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第90号「市道路線の認定について」及び議案第91号「市道路線の廃止について」については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第90号「市道路線の認定について」については、民間宅地開発によるもの6路線、土地区画整理事業によるもの13路線の計19路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第91号「市道路線の廃止について」については、土地区画整理事業によるもの11路線、既存路線の整理によるもの2路線の計13路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第90号及び議案第91号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号「流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、自転車駐車場に駐車することができる車両の種類及び無料開放する日を拡充し、一部の施設を廃止し、並びに使用料を見直すほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

今回の改正は、土曜日の無料開放日を追加し、3点の定期使用料の免除対象を拡大していることは評価するが、今の物価高騰の中で駅利用者にとって必須の一つである駅前駐輪場料金までも値上げしていくことは、更に市民生活を圧迫するとの観点から、反対とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号「流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の

一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、新川耕地地区の字の区域及び名称の変更により新たに誕生する区域を管轄する消防署を定め、並びに流山市消防本部及び流山市中央消防署の移転に伴い、これらの位置及び各消防署の管轄区域を変更するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

本市では高層マンションが急激に建築され、それに伴い固定資産税等の市税収入が大幅に伸びるというメリットがある一方、消防関連の法令等から、はしご車は2台確保すべきところ、1台しか配備できていない状況が何年にもわたり続いている。

また、無線の統制や災害出動に関する各指令の専属職員についても、消防指令センター内で最も遅い配備となった。つまり、消防行政への信頼は、消防職団員の懸命な努力で何とか体裁は整えているものの、実質は体制や設備・装備が大きく立ち遅れた状況だと強く懸念する。

まして本議案に関連して、一時期は東洋一とまで言われる物流倉庫群が市内に誕生し、「森のロジスティクス」と条例上明記されたのであるから、2017年に、埼玉県三芳町で発生した倉庫火災を想定し、人員体制や設備・装備がしっかり準備できるよう強く指摘し、賛成とする。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

現在の消防本部・中央消防署は、流山市三輪野山一丁目の県道5号線のである流山街道沿いにあり、昭和49年に建設された築50年の建築であることによる老朽化が懸念されていたことや、ハザードマップ上で当市浸水エリアに位置することから、市民の安心安全を守るために大規模災害に向けての移転、管轄区域の変更であると認識している。災害対策に対する費用対効果、そして市域隅々まで8分程度で到着できるようにするなど、しっかりシミュレーションしていただくことを要望し、賛成とする。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号「令和6年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、おおたかの森浄水場新設配水池築造事業の継続費について、地下水位が想定より高かったことにより、発生土処分に想定外の作業時間を要したことから、工事期間の延長及び工事費の増額を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号「令和6年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、下水道事業収益において、令和5年度の流域下水道維持管理負担金の額が確定したことから、清算に伴う還付金を計上するもので、特別利益の既決予定額に6,817万1千円を増額し、総額を41億1,331万9千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号「流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等による水道法施行令等の一部改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

厚生労働省の医薬・生活衛生局水道課の資料から改正の経緯を踏まえると、水道技術管理者は、水道施設の管理や維持修繕、水質管理など、水道の安全・安定・適正な供給に関する資格を要するものであるが、本議案は、実務経験を重視していく視点での改正となっている。

自治体においては、実態として、専門職員として上下水道局内に一定期間配属され続けるケースも多いものの、人材育成やキャリアアップの観点等から、道路、河川、下水道等の土木関連部局の様々な分野を担当している場合が少なくないことから、本市としても、職員採用の範囲を実態に合わせて拡大できる改正であることが分かった。

布設工事管理者は、水道施設の布設工事を行う際に「工事監督者」として必要な資格であり、水質・衛生工学を含む水道工事全般の知見が求められるが、工事としては土木工事の形態をとる場合が多く、「水道の工事」以外の土木工事に関する実務経験について配慮してもよいという実態を踏まえた上での改正であると考えている。

本市においても、技術職員の採用が難しくなっており、今後もこの傾向は続くものと考えている。また、最近の若い職員の方々はキャリア形成を大切

に考えており、担当課としても、国での課題提起を踏まえ、資格取得を奨励するなど、しっかり人材育成に配慮いただくことを要望し賛成とする。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第89号「指定管理者の指定について（流山市総合運動公園）」について報告します。

本案は、流山市総合運動公園について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

Park-PFIは、都市公園において飲食店などの収益施設の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きであり、事業収益の一部を還元し、園路、広場など公共部分の施設の整備を一体的に行うことで、民間事業者の力で魅力ある公園をつくることを期待するものである。

みどりの課としては、サウンディング型市場調査を行い、より良い公園づくりを目指すことにチャレンジされた。大きな一歩を踏んだこの点については、大いに評価するものである。

しかし、当局の答弁、総括にもあったが、機動性が求められる民間事業者に、行政側の事業進捗の遅さや、公共の仕事とのバランス・着地点が課題となるとのことで、結果的に地元雇用以外、提案に流山らしさ・特質性などが、現時点であまり見られないことは残念である。

民間事業者の独自の強みを生かすには、ある程度、行政側が、まちづくりにおける課題、流山市としてのチャレンジの方向性・戦略性を整理した上で、それを実現できる民間事業者に情報提供できる機動性も重要であることから、ぜひ、今後の人材育成に生かしていただきたい。

今回、選定された指定管理者の株式会社東京ドームグループ・フロンティア共同事業体には、流山市総合運動公園内の施設である流山市民総合体育館（キッコーマンアリーナ）の指定管理実績もある事業者も入っており、流山らしさや、市民から上がってくる声についても敏感なはずである。

本市としても、エリアビジョンを踏まえた上での課題・方向性を整理し、具体的数値KPIを提示しながら、本質的なパートナーシップが組めるよう要望し賛成とする。

2 反対の立場で討論する。

指定管理者制度については、従来地方自治体が直接行ってきた公の施設の管理、運営が民間に委託されることに伴い、業務発注においては、地元事業者の育成的観点の欠如、地域経済の循環の促進の阻害などの問題が指摘され、市民利用では「誰でも、いつでも、無料で利用できる『公園・広場』まで事業者の収益対象」とされることで、不必要な利用制限や福祉的観点を欠いた対応など様々な問題が指摘されている。

特に、指定管理者に株式会社が参入することにより、市民サービスの増進や従事者の正規雇用化は後回しにされ、株式配当が優先されるケースが指摘されていることから、反対とする。

3 2点要望し、賛成の立場で討論する。

流山市総合運動公園整備運営事業に係わる提案書の総合的な運営方針には、流山ジョイフルパークを公園のコンセプトとして公園施設を連携させた、利用者の回遊に繋がる仕組みづくり、公園全体の一体感の創出、付加価値の向上、屋外でも飲食が楽しめる施設整備、公園利用者のコミュニティー形成、ユニバーサルデザインに配慮した、インクルーシブな環境整備 Park-PFI制度と公園運営の緊密な連携を掲げている。更に、利用者サービス向上や利用促進を図ること、自主事業では年1回実施予定の利用者アンケートや公式ホームページからの問い合わせメールも活用し、改善に努めることも評価する。今後、労働環境面では障害者雇用促進法に基づき障害者の積極的な雇用促進、市民の声を取り入れた様々な自主事業の実施を要望して賛成とする。

4 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本事業については、会派として、これまでたくさんの助言や指摘を行いながら議論を重ねてきた。流山市総合運動公園が一体管理となることで、より利便性の向上、賑わいの創出がなされ、運動公園を訪れる利用者にとってサービスの向上につながる。また、市内企業や市民雇用への配慮が確認できた。

今後は、市の直接管理ではなくなるが、市と指定管理者がより密接に連携し、互いに提案や相談をしっかりと行い、事業体に属する企業同士がしっかりと連携を図ることで、運動公園の更なる魅力向上につなげることを要望し、賛成とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上